

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	中野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nakano.nagano.jp/

執行機関名 中野市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	中野市若者住宅条例(平成17年4月1日条例第155号)による中野市若者住宅管理に関する事務
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日条例第34号)別表第1第3の項 中野市若者住宅条例(平成17年4月1日条例第155号)による中野市若者住宅管理に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)第1条	中野市若者住宅条例(平成17年4月1日条例第155号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 若年者で構成する世帯に対して住宅を賃貸し、市内への定住を促進するため、若者住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		中野市若者住宅条例(平成17年4月1日条例第155号)第1条 中野市若者住宅条例(平成17年4月1日条例第155号)第3条 中野市若者住宅管理規則(平成17年4月1日規則第120号)第4条